

富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託特記仕様書

1. 総 則

本業務の実施にあたっては、「石川県基本設計業務委託仕様書」及び「石川県実施設計業務委託仕様書」によるほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

2. 業 務 名

富来義務教育学校及び富来地域避難拠点施設整備基本設計・実施設計業務委託

3. 業務内容

- (1) 基本設計業務内容は、別表1に掲げるものとする。
- (2) 実施設計業務内容は、別表2に掲げるものとする。

4. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

5. 計画敷地・建物等概要

- ・業務委託場所 志賀町富来領家町ハ1番地1 外
- ・敷地面積 約3.1ha
- ・用途地域 白地地域
- ・容積率／建ぺい率 100%／50%
- ・校舎棟2階建て 約5,560m²（想定）
グラウンド（200mトラック、直線100m） 等
- ・避難拠点施設2階建て 約5,500m²（想定）
屋内運動場（避難所）、備蓄倉庫、放課後児童クラブ 等

※校舎棟についてはRC造を想定しているが、その限りではない。

※避難拠点施設についてはS+RC造を想定しているが、その限りではない。

6. 計画による想定工事費

6,562,410 千円（消費税額及び地方消費税含む）

7. 計画建物内容

建物内容の想定面積等の詳細については、計画書内を参照すること。

8. 提供資料

- ・富来中学校周辺エリア基本構想成果品
- ・富来義務教育学校整備基本計画書
- ・富来地域避難拠点施設整備基本計画書
- ・地質調査データ（令和6年度実施分）
- ・敷地測量データ（令和6年度実施分）
- ・その他、発注者の担当職員が必要と認めた書類

9. 設計図書（成果品）

・基本設計完了時

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく下記及び別表1に掲げる図書等を提出しなければならない。

- (1) 基本設計説明書

旧平成21・1・7国交告15別表1に掲げる内容を基本とする。

ア 建築の計画概要

イ 設備の計画概要

(2) 基本設計図書

ア 建 築

(ア) 基本設計図

ア) 立 面 図(4面)

イ) 断 面 図(2面)

イ 設 備

(ア) 基本設計図

ア) 案 内 図(付近見取図1/3,000程度、位置図1/50,000程度)

イ) 配 置 図

ウ) 系 統 図

(イ) 計 算 書

(3) 基本設計経過説明書

(4) 工事費概算書(誤差±5%以内の精度の高いもの)

(5) 工事予定工程表(実施設計工程も記入)

(6) 関係法令チェック表

(7) イメージパース(鳥瞰、外観、内部 各1部)

(8) 提出部数

・A4版 1部

・A3版製本 (1部)

(9) 電子成果物CD-R又はDVD-R

(「建築設計業務等電子納品特記仕様書」による)

・実施設計完了時

受注者は、業務が完了したときは、遅滞なく下記及び別表2に掲げる設計図書等を提出しなければならない。

※ただし、避難拠点施設整備に係る実施設計成果品は令和8年9月中に提出するよう調整すること。

- | | | |
|----------------------------|---------------------------|--------------|
| (1) 実施設計図 | 原図版(A4袋入り(枕付き)) | 2部 |
| | 製本(原図A4版) | 2部(施設用、管轄課用) |
| | PDFデータ(原図サイズ) | |
| | JWW(SXF)及びオリジナルデータ(原図サイズ) | |
| (2) 工事費及び根拠 | 設計内訳書(直接工事費)(RIBCデータ) | |
| | 数量・単価根拠書(見積書等含む) | 1部 |
| (3) 関係法令チェック表 | | 1部 |
| (4) 構造計算書 | | 1部 |
| (5) 設備設計各種計算書 | | 1部 |
| (6) 設備機器維持管理費計算書 | | 1部 |
| (7) 耐震の場合 | | |
| | 石川県耐震診断等評定委員会の「耐震評定報告書」 | 1部 |
| (8) コスト縮減算出表 | | 1部 |
| (9) 電気設備・機械設備概要書 | | 1部 |
| (10) 打合せ議事録 | | 1部 |
| (11) 工事予定工程表 | | 1部 |
| (12) 建築物エネルギー消費性能確保計画 | | 1部 |
| (13) イメージパース(鳥瞰、外観、内部 各1部) | | |
| (14) 電子成果物CD-R又はDVD-R | | |
- (「建築設計業務等電子納品特記仕様書」による)

10. 設計上の留意事項

- ・次の事項に留意した設計とすること。
 - ①官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版に基づき設計すること。
 - ②コスト縮減（イニシャル及びランニング）を講じた設計とすること。
 - ③高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）施行令第4条に該当する「特定建築物」については、同法施行令の整備基準に基づく設計とすること。（「建築物移動等円滑化誘導基準」を原則とするが、これによりがたい場合は「建築物移動等円滑化基準」でも可とする。）また、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。ただし改修工事等でこれによりがたい場合は、発注者の担当職員と協議し、その決定に従うこと。
 - ④石川県環境総合計画及び營繕工事における省エネ設計指針に基づき、ZEB化や太陽光発電設備等の設置を検討すること。
 - ⑤県産材及び県内の伝統工芸品を活用した設計に努めること。
 - ⑥リサイクル製品（石川県認定品）を採用した設計に努めること。
 - ⑦工事場所が海岸線より2km以内であることから、塩害対策を講じた設計とすること。
 - ⑧既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性（特に、基礎及び杭）を考慮した設計とすること。
 - ⑨「石川県公共事業景観形成ガイドライン」に基づき、景観に配慮した設計に努めること。
 - ⑩建築物の長寿命化、維持管理に配慮した設計とすること。
 - ⑪設備は、国交省「建築設備計画基準」（令和3年版）に基づき設計すること。
 - ⑫自然エネルギーの活用、建物外皮の熱遮断、省エネルギー設備及び建設廃材の削減など、環境負荷の低減対策に配慮した設計とすること。

11. その他注意事項

- ・本業務は、公募型プロポーザルで提出された「技術提案書」の内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ進めるものとするが、提案内容を全て反映できるものではない。
- ・本業務は、発注者が指示した延床面積及び工事費等を厳守し、設計条件に基づいて実施すること。
- ・工事発注年度が本業務年度と異なる場合の単価入替（見積り再微取）、設計図の見直し（現場状況が変化した場合等）には協力すること。
- ・会計検査院検査時（工事完成後適宜）における設計図書の再チェック等には協力すること。
- ・地元及び議会への説明資料等の作成や説明会等への協力をすること。
- ・受注者は、発注者が行う国庫補助、計画通知又は確認申請、許可申請、その他認可等、関係法律等に基づく必要な資料の作成または手続きをしなければならない。なお、受注者が複数の場合の申請書等のとりまとめ方については発注者の担当職員の指示によるものとする。（避難拠点施設 国庫補助申請 令和8年7月頃）
- ・受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、速やかに発注者の担当職員の指示を受けなければならない。
- ・本業務について、事業規模の見直し等により規模を縮小する場合は受託候補者と協議をし、委託料を適正な金額に変更するものとする。

基本設計業務内容

別表1

1. 業務内容

項目	業務内容	
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	耐震性能や設備機能の水準など、発注者から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	発注者から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更ある場合においては、発注者に説明を求め、又は発注者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii) 計画通知に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知を行うために必要な事項について、関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii) 基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。
(5) 基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6) 概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
(7) 基本設計内容の発注者への説明等		基本設計を行っている間、発注者に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考え方をいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

(注) 上記業務内容は「建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（旧平成21.1.7国交告第15号）」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

2. 成果図書（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類		成果図書
(1) 総合		① 計画説明書 ② 仕様概要書 ③ 仕上概要表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 工事費概算書 ⑪ 模型 ⑫ 仮設計画図
(2) 構造		① 構造計画説明書 ② 構造設計概要書 ③ 工事費概算書 (注) 上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。
(3) 設備	(i) 電気設備	① 電気設備計画説明書 ② 電気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。
	(ii) 給排水衛生設備	① 給排水衛生設備計画説明書 ② 給排水衛生設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。
	(iii) 空調換気設備	① 空調換気設備計画説明書 ② 空調換気設備設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。
	(iv) 昇降機等	① 昇降機等計画説明書 ② 昇降機等設計概要書 ③ 工事費概算書 ④ 各種技術資料 (注) 上記の成果図書は、建築（総合）・基本設計の成果図書の中に含まれる場合がある。

※戸建木造住宅に係る成果図書については、平成21.1.7 国交告第15号を参照

(注) 上記業務内容は「建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（旧平成21.1.7 国交告第15号）」による標準実施設計業務内容に基づくものである。

実施設計業務内容

別表2

1. 業務内容

項目	業務内容	
(1) 要求等の確認	(i) 発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 工事内訳明細書の作成		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を算定・積算し、工事内訳明細書、数量調書等を作成する。
(6) 実施設計内容の発注者への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を発注者に提出し、発注者に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考え方をいう。以下同じ。）及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

2. 成果図書（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書	設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 矢計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図（各階） ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事内訳明細書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書 ⑲ 仮設計画図	(ii) 給排水 衛生 設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図（各階） ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事内訳明細書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書 ⑮ ISO14001 導入計画書
(2) 構造	① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図（各階） ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事内訳明細書 ⑨ その他確認申請に必要な図書	(iii) 空調 換気 設備	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 空調設備系統図 ⑤ 空調設備平面図（各階） ⑥ 換気設備系統図 ⑦ 換気設備平面図（各階） ⑧ その他設置設備設計図 ⑨ 部分詳細図 ⑩ 屋外設備図 ⑪ 工事内訳明細書 ⑫ 各種計算書 ⑬ その他確認申請に必要な図書
(3) 設備	(i) ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑧ 動力設備平面図（各階） ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図（各階） ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図（各階） ⑬ その他設置設備設計図 ⑭ 屋外設備図 ⑮ 工事内訳明細書 ⑯ 各種計算書 ⑰ その他確認申請に必要な図書	(iv) 昇降機 等	① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事内訳明細書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

3. 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を発注者を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を発注者に対して行う。